

## 5 豚コレラ対策の強化について

昨年9月9日に岐阜県の養豚場において、国内で26年ぶりとなる豚コレラが発生し、本年3月までに岐阜県、愛知県、滋賀県、大阪府、長野県の1府4県に感染が拡大した。

また、昨年9月13日以降に、岐阜県と愛知県の野生イノシシから豚コレラの陽性事例が確認され、豚コレラに感染した野生イノシシが原因で養豚場にウイルスが侵入した可能性が指摘されている。

さらに、近隣国ではアフリカ豚コレラが発生しており、中国からの旅客の携帯品から同ウイルスが確認されている。

こうしたことから、各自治体においては、養豚農家に対し、飼養衛生管理基準の遵守及び異常豚の早期発見・早期通報の再徹底と野生イノシシに対する豚コレラ検査を強化するなど、あらゆる措置を講じている。

しかしながら、養豚農家や関係団体からは、豚コレラの侵入防止対策と発生した場合の生産者支援対策について、不安の声が上がっている。

については、次の事項について都道府県等の意見を十分に取り入れて、特段の措置を講じられたい。

- 1 豚コレラウイルスの農場への侵入防止対策を的確に実施するため、発生原因と侵入経路を早期に解明すること。
- 2 発生防止にはウイルスの侵入防止対策を農場ごとに徹底する必要があるため、養豚場への侵入防止対策に対する財政支援を拡充すること。
- 3 発生時に備え、埋却困難な養豚場への防疫措置に必要な移動式レンジリング装置を地域ごとに配備すること。
- 4 監視対象農場となり計画的に豚の出荷ができず生産費が増加した養

豚農家や感染確認検査の実施により業務停止した場合の関連施設等の経済的損失に対し、万全の補償をすること。

- 5 アフリカ豚コレラをはじめ、近隣国で発生している家畜伝染病の国内への侵入防止のため、近年の訪日外国人の急増に対応できるよう下記のとおり検疫体制を強化すること。
  - (1) 海外からの定期便が就航している国内の30空港、海港で漏れのない検疫体制を確立すること。そのために必要な検疫官の増員、検疫探知犬の養成及び頭数増加を図ること。
  - (2) 海外からの畜産物及びその加工品の不正持込みに対し、罰則の厳格運用のみならず、罰金額を上げるなど罰則自体の強化を図ることにより、一層の抑止力を働かせること。